

第百六十二回国
参議院法務委員会會議録第四号

平成十七年三月十七日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十六日

辞任

シムン マルティン 君

松岡 徹君

補欠選任

江田 五月君

富岡由紀夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

渡辺 孝男君

松村 龍二君

吉田 博美君

千葉 景子君

木庭健太郎君

青木 幹雄君

荒井 正吾君

山東 昭子君

陣内 孝雄君

関谷 勝嗣君

鶴保 庸介君

江田 五月君

富岡由紀夫君

前川 清成君

築瀬 進君

浜四津敏子君

井上 哲士君

南野知恵子君

滝 実君

富田 茂之君

大臣政務官

法務大臣政務官

副大臣

法務副大臣

大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務
総局総務局長

事務局側

常任委員会専門
員

政府参考人

内閣官房司法制
度改革推進室長

法務大臣官房司
法法制部長

法務省民事局長

法務省入国管理
局長

園尾 隆司君

田中 英明君

本田 守弘君

倉吉 敬君

寺田 逸郎君

三浦 正晴君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(渡辺孝男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十六日、ツルネンマルティン君及び松岡徹君が委員を辞任され、その補欠として江田五月君及び富岡由紀夫君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣官房司法制度改革推進室長本田守弘君、法務大臣官房司法法制部長倉吉敬君、法務省民事局長寺田逸郎君及び法務省入国管理局長三浦正晴君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田博美君 自由民主党の吉田博美でございます。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

現在、全国各地で市町村の合併が続いておりますが、この合併ラッシュと言われるような中で今月二十一日に新しい新潟市が誕生し、それに伴う簡易裁判所の管轄区域等を改めるのとござ

います。昨年の臨時国会でも同様のケースによる法改正がありました。その際に、実態が変わらないのであれば法改正を必要としない方法を検討していただきたいと申し上げましたところ、早速に今回改正案として、合併しても自動的に従前の管轄区域の範囲を維持できる規定が盛り込まれました。短期間で実行されましたことに敬意を表しまして、幾つかの質問をさせていただきます。

この改正案は、新潟県新潟市が新潟市に編入合併されることに伴うものと承知をしておるところでございますが、新潟、新潟、両簡易裁判所の管轄区域の定め方は編入合併の趣旨に合っているものかどうか、お聞かせいただけますか。

○政府参考人(倉吉敬君) ただいま御指摘のあったとおりでございます。今回の管轄法の改正は

新潟と新潟の合併というところが大きなポイントになっております。

編入合併の趣旨に合っているのかという御指摘でございます。言うまでもなく、新潟市とそれから新潟市とその周辺の市町村の今回の合併でございますが、効果的、効率的な行政運営を行うという必要のためになされるものでありまして、特に、これから新潟市が政令指定都市に移行するということも視野に入れた合併であると、このように伺っております。

一方、裁判所の管轄区域でございますが、これは若干観点を異にするところがございます。司法サービスにおける利便性を図るという観点から、管轄区域内の人口であるとか、交通事情であるとか、それから事件数の動向、そして最も大事な地域住民の意向等を参考にして決めているものでございます。

確かに、御指摘のとおり、合併後の新潟市については、新潟簡易裁判所の管轄区域と新潟簡易裁判所の管轄区域に分かれるということになります。これがいかかなものかという趣旨かとは思いますが、今回の管轄区域の定め方については、先ほど申し上げましたように、地域住民の意向等も十分に踏まえておりまして、そういう観点からいたしまして編入合併の趣旨に反することではないと、このように理解しております。

○吉田博美君 合併の趣旨と裁判所の状況とはある程度の違いはあるという御答弁をいただきました。それで、裁判所の管轄区域のように司法アクセスに影響を与えることを定める場合は、先ほど来お話しございましたように、利用者の利便性を第一に考慮すべきだと考えますが、今回の見直しに当たり、地元地域の意向をどのように確認されたのでしょうか、お聞かせいただけますか。

もちろん、今回、管轄法の三條の一般規定の見直しをすることを内容とする改正案を提出させていたでているわけでございますが、これは、編入合併に伴いまして地元で簡易裁判所があるのに遠くの簡易裁判所に行かなければならなくなる、この不都合を回避しようという意図に基づく

ものでございまして、こういう一般規定を整備することはもちろん合理的であると、こういう判断に基づくものでございます。

ただ、委員御指摘のとおり、これをやることによりまして今後同種のケースについて個別の法改正は要らなくなります。したがって、閉会中に今度ああいふ合併がありそうだとやきもきするとか心配するということとはなくなつたと、こういうことになりました。

○吉田博美君 法務省の方はいつもやきもきされるような法案とかというのを出されますので、できるだけそういうことのないようにひとつお願いしたいと思ひます。

市町村の合併等について、管轄法の一般規定である第三条を見直す、先ほどお話しします今回の改正案はもっと早い時期に予見し提案できたのではないでしようか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(倉吉敬君) 私、たゞいま今回の改正は誠に合理的なものと考へていと申し上げました。合理的なものであればもっと早くやればいいではないかという、こういう御趣旨だと思ひますが、実は今回のケースのように裁判所の所在地である行政区画が他の裁判所の行政区画に編入されるというような事態は管轄法の立法当時ほとんど想定されておりました。現にその後もそのような例はほとんどなかったわけでございます。ところが、さきの国会で審議いただきまして山口県の楠町、ここに船木という簡易裁判所があったんですが、これが宇部市に編入されるといふ事態が生じました。そして、今度、新津市の事例が生じたわけでございます。

このような事態が短期間に連続して発生したといふことにかんがみまして、これはそれなりの立法事実があるだろうと判断できますので、個別の法改正を行うことなく対処できるように今回の一般規定の整備をした次第でございます。

○吉田博美君 後先になつたようでございますが、管轄法第三条の改正をすることとしておられ

ますが、その趣旨と内容について、どのようなものでしようか、ちよつとお聞かせいただけますか。

○政府参考人(倉吉敬君) 実は、行政区画の地理的な変更があつたときには、それに伴つてほぼ自動的に管轄区域も変わるのだといふことを骨子とする管轄法の三条という規定がございまして、こういう地理的な対応は基本的にはそれでできるといふ体制になつております。

そこで、その三条の中身を前提としてお話ししたいまして今度の改正の趣旨を申し上げたいと思ひますが、まず管轄法三条の一項の本文で行政区画が拡張したときは管轄区域も自動的に拡張するといふことにしております。これに伴つて基本的には全部対応できることになりました。

ただ、これには例外がございまして、これが三条一項のただし書に書かれてゐるわけですが、一つは新設合併でございます。二つの簡易裁判所がありまして、その境界、管轄区域の境界地域にそれぞれ二つの町があると。この二つの町が合併して新しくXならXという市をつくつたといふようなケースを想定しますと、このX市をどつちの簡易裁判所に持つていけばいいのかわからないのは、新設合併だけに基準がないわけでございます。こういう場合には、このX市を今までの管轄区域のとおりに二つに分けて、二つの簡易裁判所に従前どおりに行つていいよと、こういうことになっております。

それから、もう一つの例外というのが今回改正する内容でございますが、編入合併で本来なら遠くの簡易裁判所に行つてしまふだけども、その合併される地域の行政区画、ここに正に別の簡易裁判所があるといふ場合には現状のままでいいよといふ内容でございます。

○吉田博美君 この改正案により、一般の新津市のように裁判所所在地の市町村が別の裁判所の管轄区域へ編入合併される場合は法改正の必要はなくなるかと理解してよろしいのでしようか。

○政府参考人(倉吉敬君) 基本的にはそのとおり

でございます。

○吉田博美君 そこで、白根市のように新津から新潟に管轄裁判所が変更される場合がございますよね。改正、法改正前に係属してゐた事件などはどのように扱われるのか。何となく、今まで新潟でやつたのが今度は新潟へ変わったからそつちの方へ移すのか、それともそのままそのケースにはやつていくのかどうかという、その辺についてお聞かせいただけますでしようか。

○政府参考人(倉吉敬君) 裁判所の管轄につきましては、その標準時とはどこかといふことがよく言われるわけですが、訴えの提起のときを基準として定められる、管轄が固定するといふことにされております。したがって、各裁判所に訴えの提起があつた事件につきましては、その後に管轄原因の変動があつても最初の裁判所に係属したまままでよいと、こういうことになります。訴え提起のときに定まつた裁判所の管轄といふのは、その後の管轄の変更で影響を受けることはないといふことでございます。

○吉田博美君 じゃ、そんなに、そんな心配はないわけですね。分かりました。

裁判所へのアクセスについては、単に身近であるだけではなく、身近に法的な相談のできる環境が必要だと考へます。

現在、日本司法支援センターの設立準備が進められてゐると思ひますが、その事務所と裁判所の設置場所との配置関係はどのように考へてゐるのでしょうか、関連するのでしょうか、お聞かせいただけますでしようか。

○政府参考人(倉吉敬君) 現在、日本司法支援センターの事務所をどこに配置するかと検討してゐるところでございますが、これは全国あまねく司法サービスと情報を提供するということを仕事とするところでございますので、少なくとも全国の地方裁判所、その本庁所在地五十か所には事務所を設置する必要があると考へておまして、この前提で検討を進めてゐるところでございます。

○吉田博美君 県庁所在地の方が人口すくすくなくて、かなりの都市のところがあつて、格差がありますよね。やつぱり、その人口、もちろん県庁所在地には置かれるわけでありまして、そういったことの人口の多いところになんかそれなりのまた配慮がされるようになるわけですよね。どうなんですか。

○政府参考人(倉吉敬君) もちろん、都市の規模、それからそれに伴つて司法ニーズの需要は大きく異なります。だから、それに伴つて相応のものを設置するといふことにならうかと思ひます。

それから、ちよつと観点異なりますが、もう一つは、司法過疎地域にもそういう事務所の、まあミニ事務所になるかもしれないんですが、置かなければいけないだろうといふことで、それも併せて検討してゐるところでございます。

○吉田博美君 全国あまねく司法が受けれるようなサービスが、体制を整えるといふことが大事なことでないかと思ひます。

さて、この支援センターは地元の地方公共団体等の連携を図つていくことが重要だと考へますが、現場での意見や要望を情報としてどのように生かしていくつもりでしようか、お聞かせください。

○政府参考人(倉吉敬君) 御指摘のとおりでございますが、全国の地方公共団体には様々な相談窓口がございまして、こういった相談窓口と連携を取りながら日本司法支援センターを運営していかなければならないと、これがもう一番大事な課題でございますが、実は、さきの国会で成立させていたいただきました総合法律支援法、この三十二条というところにこの点に関する明文の規定がございまして、「支援センターは、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。」と、こうされております。

私どもとしてもこれが一番大事だと思つておりまして、この協議会を開くこと等を通じまして、

適宜、自治体の意向、それから特に相談事務に当たっている方の悩みとか、どういふところが不都合なんだということ、そこをどう調整できるかという辺りを十分に意見をくみ上げて運営してまいりたいと思っております。

○吉田博美君 その支援センターにお伺いする方というのは、かなりやっぱり悩みを持って行かれる方が多いと思うんですね。そうしたときに、やっぱり行ったときの一つの対応一つで、非常にここは相談しやすいなというのと、もう本当に木で鼻くくったような形の中で、法的なもので難しいような言葉をどんどん並べられて、おどおどして帰ってしまおうというようなケースもあると思うんですね。

そんな中で、支援センターを利用しやすいものとするために、窓口での親切、丁寧な対応が私は最も大切だと考えますが、窓口担当者によつて人を充てる予定でしょうか。また、窓口相談業務の技術向上について何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(倉吉敬君) この窓口担当者という者を配置するかというのは本当に大きな問題でございます。基本的に、支援センターでは何か相談があったときに、これについて一番適したことをやってくれるところはどこかというのを紹介するとか、それから、自分のところでやれることはやると、こういうことになっているわけですが、この担当者には法曹資格を有しているとか、それから隣接法律専門職の資格を持っているとか、そういう者を充てるというのが常に準備できるかというのと、これは難しいかもしれませんが、少なくとも法律的な素養や実務経験を有している人、こういう人を充てるようにしたいと、こう考えております。

また、この窓口業務を充実させるためにはこの担当者の教育というのは非常に大事なことでございまして、窓口担当者に対する研修は十分に徹底させていきたい。それから、どういふ情報の提供の仕方をすればいいのかわからないウハウ、これは

もう地方自治体なんかにも随分蓄積されたものがございますが、こういうものについてマニュアルを作成して教育をしていくということをやりたいと思っております。

○吉田博美君 是非、対応していただきたいと思うところがございます。

さて、司法アクセスの充実を図るためには利用しやすい環境を提供することが何よりだと考えますが、支援センターを始めとする総合法律支援体制の整備に向けた法務大臣の決意のほどをお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(南野知恵子君) 総合法律支援構想と申し上げますのは、司法を国民により身近なものにするために、民事、刑事を問わず、あまねく全国におきまして法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるような総合的な支援の実施と体制整備を行うものとしてござい

ます。また、総合法律支援構想は、国民にとりまして身近で頼りがいのある司法制度の構築を目指す今の司法制度改革の中でも極めて重要な意義を有するものでございまして、その実現に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

○江田五月君 下級裁判所の管轄というのは大変技術的なことでございまして、だれが考えても質問することはほぼ同じなかなと、吉田委員の質問で私の質問も大体尽きてしまったような感じはするんですが、それでも幾つか探して質問してみたいと、なるべく重複しないようにと考えております。

今朝、実は私も民主党の法務部門会議がありまして、お隣に座っております築瀬進さんから、南野法務大臣、法務関係については大変失礼ですが、けれども素人であつたらしく、したがって、どうも我々、ちよつと南野さんの人柄にほれ込んで、優しくし過ぎたんじゃないか、これからもうあつて、そのとおりだと私も思ったんですが、し

かし法律専門家になり過ぎてまたいけないんで、やはり南野大臣の持つておられる豊かな識見、コモンセンス、これを法務行政の中で生かしていただくということも大切なことなんで、その点は私も期待しているわけでございます。

そこで、ちよつと質問通告をしていないんですが、冒頭、正にコモンセンスということ聞いてみたいんですけども、これは通告をわざとしないかたつたんで、ごめんなさい。というのは、法務省のお役人の皆さんに模範解答を書いてもらつたら困ると思つて通告してないんですが、この法律の題名なんですよ、下級裁判所の設置及び管轄区域に関する法律云々という。

下級裁判所というんです。最高裁だけが上級で、高等裁判所も、地方裁判所も、家庭裁判所も、簡易裁判所も全部下級だという。法律の世界の中にあると別に何とも思わないんですよ、全く何とも思わないんですよ。しかし、国民から見たら、下級というのはこれはどうなんだろうと思うと思うんですが、法務大臣、いかがですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 表現方法というのは、もうこれ歴史的に使われてきている文言であらうかなと、そのように思いますが、下級という名称を使われているということは、本当に国民に身近なところにあるというような感覚をとらえて、簡易裁判所などですね、上の方の裁判所ではないかというようなところも考えられているのではないかなと思ひますが、これはすべて憲法上の規定に従つていふことでございまして、そのように思つております。

○江田五月君 いや、そうだとするとますます問題で、つまり、国民に身近だ、それを表現する言葉が下級だということになると、国民は正に下々となるじゃありませんか。これはやっぱりちよつと法務大臣になられてもうかなり時間たつたので法務省の感覚になつてしまつていふのかも知れませんが、私は前から言つていふんですよ。地方裁判所の裁判官がやっぱり最高裁判所の方ばかり向いて、で、判断をしていくという、いわゆる

ヒラメ裁判官という悪口もあながち当たつていないとも言えないようなところもあるんです、現実

ですから、これは確かに、いや、私自身も法曹の世界に長くいるものですから、下級裁判所と言われて別におかしいという、どういふのか、法曹の常識からいうと、おかしいとか何とかということじゃなくて、もうそう言うんだということなんです、やっぱりそこはそうじゃなくて、国民から見たら違和感を感じるよという感覚は維持したいと、維持していただきたいと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(南野知恵子君) おつしやるとおり、私のコモンセンスを確かめられているということでございますが、私にいたしましたは、今使われております憲法上の課題について一生懸命勉強している段階でございますので、それはそのように読むんだ、これはこのように展開していくんだ、それが法律で決まっております憲法で決まっているんだなというところを今解釈しているところでございます。

○江田五月君 いや、私も余り威張つたことを言えないので、細川内閣のときに科学技術庁長官をやつて、何か先輩もおられますけれども、科技庁長官の。余計なことをごめんなさい。それは、ITERなんというのと一体何だろうかと、国際熱核融合実験炉とか、Spring8というのは大型放射光なんという、それも全然知らなかつたですよ、本当に。

ですから、それは一生懸命勉強というのはよく分かりますが、だけれども、やっぱり裁判所、第一線で本当に一生懸命努力している地裁あるいは簡裁、家裁、こういう皆さんは下級だという、これはちよつと頭の片隅に留めておいていただけませんか。

○国務大臣(南野知恵子君) この裁判所法の中の七十六条などにも規定、憲法の七十六条に、これは最高裁判所の下に定められていふものであり、最高と下級というふうな形であらうと思ひますけ

れども、国民との関係での上下という問題ではないというふうにも解釈されるというふうに思いますが。

だけれども、先生がおっしゃるとおり、そのことについては、狭い頭の容量ではございますが、その中にインプットしておきたいというふうに思っております。

○江田五月君 是非ひとつそういう、そういう感覚は大切だと思うんですね。お願いいたします。

さて、この法案自体ですが、いろんなことをたくさん規定しておりますが、今回やはり一番議論になるのは新潟市の編入合併、それに伴って正に下級裁判所、簡易裁判所の管轄をどうするかということでございます。

これもちょっと通告してないんですが、この合併はいつ決まったんですか。

○政府参考人(倉吉敬君) 昨年の十一月の末というところでございます。

○江田五月君 昨年の十一月末に三月二十一日という日付も決まったんでしょ。そうですね。

それで、今日は三月の十七日ですから、もうちょっと早く、さっきもおっしゃっていましたが、法務省はいつもはたばた、ぎりぎりになってという、もう少し早く分かつていることですから手当てをするようにしていただきたいと、これも要望しておきます。

さて、この改正で住民から見ても何が変わるかという、新潟簡裁の管内に、いやいや、新潟市に住んでいらっしゃる皆さんは新潟市になっても新潟簡裁に行くわけですから、これは変わらない。白根市に住んでいらっしゃる皆さんは、新潟市になつたらこれは新潟簡裁の方に行くわけですから、しかしその部分は法律改正は要らない。法律改正がなくて、白根市の皆さんは行く簡易裁判所が変わる。法律で変わらないというように規定することによって新潟市に住んでいらっしゃる皆さんは変わらないように。何かこう法律と住民との感覚とがギャップがありますね。それは

しようがないといえましょうがないんですが、この改正によって実現しようという事実は、別表第五表ですか、これを変えるだけで実現できる話なんですよ。そうじゃないですか。

○政府参考人(倉吉敬君) まず最初に、先ほど昨年の十一月末と言いましたが、誠に申し訳ありません、十月末の間違ひでございました。なおおしかりをちようだいすることになろうかと思ひます。

それで、ただいまの御指摘ですが、今度の、今回の一般法の整備をしなくても、個別の別表の改正をしていくことによってそれは御指摘のとおり対応はできるということになります。

○江田五月君 しかし、第三条を変えられるとそれはなぜですか。

○政府参考人(倉吉敬君) 実は、地元で簡易裁判所がある、その管轄区域が編入合併されると、そうすると遠くの簡易裁判所に行かなければならぬというの、これは一般的に不合理であろうというふうな考えまして、そこで、その不都合を是正するための一般的な規定を置く根拠があると十分に考えたわけでございます。

ただ、先ほど来の御指摘のとおりでありまして、それだけ合理性があるのなら何でもっと早くやらないんだと、こういうことになろうかと思ひます。

この点につきましては、実は、この管轄法を立法した当時、裁判所の所在地である行政区画が他の裁判所の管轄区域の行政区画に編入合併されるというような事態を想定しておりませんでした。しかも、現にその後もそのような例はほとんど生じなかつたわけでございます。ところが、今回、先ほど御指摘いただいたとおり、さきの国会で桶町が宇部市に編入される、それから今度は新潟市が新潟市に編入されるという事例が立て続けに連続して起こりましたので、この際、それだけを、そういう立法をするだけの必要性もあるという、立法事実もあるという判断をいたしまして今回の改正案に盛り込ませていただいた次第でございます。

す。

○江田五月君 白根市の皆さんが新潟簡裁の方を選ばれたという判断をしておられると。どういう調査でそういうこの判断に至つたのかということをお聞きしたんですが、さつき吉田委員の質問がありましたので、それ以上詳しく、例えば議会についての意見、白根市議会の意見は聞いたのかとか、いろいろ聞いていけばいいんですが、まあ聞いてもだからどうだという話でもないもので、これは聞きません。

しかしですね、しかし、恐らく社会経済上、地域社会の状況というのがいろいろ変わったことによつて白根市の皆さんは、まあ新潟になるなら新潟簡裁の方が、それはバスの便などなどでそつちの方がいいという判断をされたんでしょう。そうすると、新潟市の皆さんも、まあ新潟に簡裁はあるけれども、だけれども、地域社会の実情からすると、新潟との一体性がこれからどんどん強まつていって、新潟簡裁に行くことで何も不便はないよというふうなことが今後起きることはあり得ると思うんですね。そうしたことに付いて、これから先の展望というのはどういうふうにお持ちでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(園尾隆司君) 全般的な裁判所の配置の見直しということに関しましては、先ほど来、一般的に諸要素を考慮しながら継続的に検討していくというように考えたところでございまして、そのような総合的な検討のほかには、今回の作業といたしましては、新潟市、小須戸町、白根市について意見照会をしたわけですが、同時に、新潟簡裁裁判所、それから新潟簡裁裁判所の各管轄区域内の他の市町村についても、そのような管轄区域の定めについてどのように考えるかということも照会をしておるわけでござい

ます。

それから、合併協議会に對しても照会をいたしまして、その結果、新潟市と小須戸町は従前と同じ管轄区域にとどまりたいという意向で、白根市は新潟簡裁裁判所管轄区域内に移りたいとい

うことでございましたが、それぞれについての合理性ということも更に併せて検討をいたしまして、周りの地方公共団体についても、あるいは合併協議会についても異存がないということの確認をしておるわけでございますが、そのような総合的な検討を加えながら今後も検討をしていくということであるというふうに考えております。

○江田五月君 合併がいろいろあつて、そこへ從來から住んでいる人は経過を知っているから、ああ、こうなっているけど私の行く簡裁はあそこだなというように分ることは分かる。しかし、後から引越してくる人は、法律見ただけじゃ自分が駆け込むべき簡裁はどこか分からないというようになことが起きるんじゃないかと思うんですが、住民に対して、あなたの住んでいるところはどの簡裁が受け持っているんですよということを知つていただくような、そういう努力は必要だと思ひ、やつていらっしゃるんじゃないかと思うんですが、どういう努力をされているかを説明してください。

○最高裁判所長官代理者(園尾隆司君) 御指摘のとおり、市町村の廃置分合が生じた場合には、それに伴つた法改正があるということになるまでは管轄法三条の規定によつて管轄の解釈がされるということ運用されていくことになるものですが、管轄法の別表を見ましてもこの裁判所に行けばよいかは直ちには分からないというような事態が生じるところでございます。

私もそれを認識しておりますが、そこで裁判所では、裁判所の利用者のために、裁判所のホームページに最新の市町村名を反映した管轄区域表を掲載いたしまして、これを見れば正しい管轄裁判所が分かるというような工夫をしております。それから、各裁判所の窓口や電話でも管轄区域に関する御質問にお答えしておるということで、そのような努力をしておるということでござ

います。

○江田五月君 そうですね。この間、何かでつかい看板の話ありましたね、そういえば、あれは何

でしたかね。

○最高裁判所長官代理者(園尾隆司君) 知財高等裁判所にしまして、知財高等裁判所というのは一つの目的としてということで議論がされました、看板効果というように言われましたので、その看板について御説明を申し上げたということがございます。

○江田五月君 ホームページは、出しているからみんな分かるだろうというほど、それほど分かるものでもないんですよ。あれはクリックしていつでもよく分かんなくなっちゃうようなこともありまして、やっぱりつかい看板というのはひとつ考えたらどうですかね、その管轄について。

さて、新津簡裁、今のですね、今の新津簡裁、これはもうこれからは新津簡裁残るわけだし、新津市も新津簡裁の管内に残るわけですが、新津簡裁管内には弁護士は何人おられますか。――それは調べてもらっているよ。

○政府参考人(倉吉敬君) 申し訳ございません。新津簡裁裁判所は一人でございます、管内には。

○江田五月君 弁護士過疎という話なんですけどね、ゼロワンというのは、地裁の本庁とか支部の管轄区域内に弁護士がゼロとか一人とかということですが、しかし、地裁の本庁やら、それから支部やらの配置が住民サービスに適合するようにできているかどうかということもありますよね。だから、各全国の市町村ごとと弁護士がどういうふうにいるかという、それでは細か過ぎるということもあるかもしれませんが、簡裁の管内にどういうふうな弁護士が配置されているかというの、一つの弁護士過疎に当たって考えるべき視点ではないかという気がします。

そうすると、今後、例えば町村合併とかあるいは簡裁裁判所の管轄の変更によって、今のようない意味でゼロワンというのを検討するとすれば、ゼロワン地域というのはだんだん数が減ってくるんですよ。それは、合併していきまから、どうしたってゼロワンの市町村というのは数は減るの

はもう当然減るわけで、そうすると、これで司法過疎は大幅になくなったと、大分司法過疎も改善されたなというように言われても困ると思うんですよ。

こういう合併や管轄の変更によって司法過疎対策というのをやるのかにしようかなとあつてはいけないと思いますが、いかがですか。大臣、お答えできますか。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生おっしゃいますように、今のようない合併が起り、そしてゼロワンの地域が本当に減少していくということがございまして、やはり我々としては、もって国民がアクセスしやすいような形で、そういったところを配慮していかないとと思っています。

○江田五月君 これ法務大臣ね、管轄というのは確かに技術的な、大変技術的なややこしいことなんですけど、でも本当はそんなにややこしくないんです。これは、要するに、国民がどここの、土地管轄とか事物管轄とかいろいろあるんで、今言っているのは土地管轄、つまり国民がどここの裁判所へ行ったら自分のこの事件については裁判所サービスというものが受けられるかというそういう話で、ところが管轄については、僕ら司法試験の勉強をするときにはもう大原則みたいなものがあって、それはもう管轄というのは被告住所地だ。まあ、それに対して、例外として、例えば不法行為が起った土地とか、あるいは不動産の訴訟であれば不動産のあるところとか、こういうのは例外なんですけど、もう管轄は被告の住所地だ、こうなっていました。

ただ、もう固い頭が必要ないものでして、どうやったら一番住民のサービス提供に便利がいいか、国民が要するに裁判所へ駆け込むのに、どういう区分けをしていくと一番便利がいいか。それとも一つは、それはいいとしても、全国至る所に裁判所、地下鉄の駅降りればすぐ裁判所というわけにもいきませんから、それは司法サービスのリソース、資源、これが一番有効に使われるかという、その二つの兼ね合いで決めていけばいい話だ

と思うんですね。

で、これはまたお願いなんですけれども、例えば情報公開法の改正のときに、情報公開法というのは行政が行う情報公開についての処分を裁判所で争うということですから、被告は行政庁になるんで、行政庁というのは法務大臣とかですね、法務省じゃありませんよ、法務大臣というのが行政庁なんです。そうすると、法務大臣はどこにいるかという、東京にいるわけですよ。法務大臣南野知恵子という個人じゃなくて、法務大臣というものがいる場所というのは東京なんです。それで、だから、行政事件訴訟、行政を相手に訴訟を起こすときにはとにかく東京へみんないらつしやいということになっていったんです。

それを変えて、それを変えて、原告、つまり行政処分を争うその人が住んでいるところの裁判所に行けばよろしいと。ところが、住んでいるところの裁判所といったら、全部の地方裁判所、全部の地方裁判所に全部行政事件を扱える裁判官を配置するというのがこれなかなか大変だ。そこで、原告が住んでいる土地を管轄する高等裁判所がある場所の地方裁判所へという。

だから、理屈は余りないんですよ。余り理屈なくて、とにかくやるのが一番妥当かということなので、管轄についてはそのほかにも一杯あるんです、問題が。

ついでこの間も行政事件訴訟法の改正で管轄変えました。しかし、私は、今頭にすぐ来るのは沖繩の件なんです。沖繩は福岡までというのは大変ですよ。また、沖繩はいろんな特殊性もあります。歴史的な特殊性もあります。沖繩のその裁判管轄というものを是非もっと緩やかにしてほしいというのを我々ずっと言っているんですが、これ頭の中へちよつと置いておいてくださいというお願いですが、いかがですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生のお言葉、大切にしておきたいと思っておりますけれども、国民が裁判を利用しようとする場合にはどここの裁判所に訴えを起こすことができるのかと、そのような

重要な問題であるということは認識いたしておりますので、沖繩の方々の課題についてもしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

○江田五月君 だんだん語尾が、声が小さくなっている。もっと大きな声で言ってください。

司法ネットのことは今、先ほども吉田委員からお話ございましたが、最高裁が大きな看板立てて簡裁の場所を国民に知っていたとかいろいろの努力は必要ですが、それでも今の総合司法支援センター、こういう、総合法律支援センターか、日本司法支援何とか法が、まあ要するに司法ネット、これはこれから大切になってくると思うんですね。国民が裁判サービス、司法サービスというものを、司法サービスだけじゃありません、法律に基づいて紛争を解決する、ADRというようなこともあるでしょう。そういうものを十分活用できるように、とにかくどこかへ駆け込んだら、そこでどこへ行けばいいかすぐ分かるという、そういうものをつくらうというので司法ネットというのを今つくろうとしているわけですね。法律を去年つくりました。いよいよ来年の四月から設置を始めて、来年の秋にはこれが稼働する。したがって、来年度予算の中にはまだ準備段階ですが、再来年度の予算には相当のものを付けなきゃいけないと。

私も立憲府でも、これはひとつ大いに頑張らなきゃいけないことで、司法改革推進議員連盟というものをつくって、おとといも総会を行いました。また、今日は夕方から日弁連の主催で司法ネットのシンポジウムもあるというんで、私も来なさいと言われているんですけど。

この司法ネットを本当に国民に役に立つようなものにするには相当の金が掛かる。どのくらいな予算が今頭の中に浮かんでいますか。そして、そういう予算を取るどれほどの決意を一体法務大臣はお持ちですか。すぐ数字の具体的な、細かな数字までは無理だと思いますが、ざっとイメージを、今法務大臣の頭の中にあるイメージをお話し

ください。

○国務大臣(南野知恵子君) ありがとうございます。

今先生がおっしゃりましたいろいろな議論ができていたしております。そういう方々のお助けもおりしながら、十八年の秋に向けてはしっかりと今度は運用、ランニングコストというものも考えていかなきゃならない、それはもう十分に覚悟いたしているところでございますが。

ちょっと御報告させていただきますならば、日本司法支援センターが中核となつて実現する総合法律支援制度というものは、法によります紛争解決に必要な情報は情報とサービスを国民に提供するものである、国民に身近で頼りがいのある司法を実現する上で極めて重要な制度であると認識しております。

法務省といたしましては、平成十八年度に改正されます支援センターの業務を効果的かつ効率的に処理するために必要な予算の確保に努めてまいりたいということでございますので、その運用上等の問題とも併せて考えてみたいと思っておりますが、平成十七年度の政府予算におきましては、総合法律支援、これ、司法ネットの準備経費といたしましては五億三千万。その主な内訳といたしましては、支援センターの準備経費又は広報活動経費、これは司法過疎地域調査経費、それから情報提供システム開発経費等々がございます。また、民事法律扶助関係の予算といたしましては四十五億円、四十五億五百万円。さらにまた、これは裁判所の予算でございますが、国選刑事弁護関係の予算として八十五億八千万円ということをお金審議いただいている最中でございますので、それがまずは通過させていただきたい。

その予算をいただきました、それからランニングコストを考えますならば、これはもう江田先生のお力なくして取れないと思っておりますので、どうぞ皆様方のお力を、総力合わせていただきましてやっていただきたいと思っております。

○江田五月君 いや、私がというよりも、それは

もう与野党本心に力を合わせて、与野党だけじゃありません、関係機関もみんな力を合わせて努力をしなきゃいけないんですが。私はやっぱりイメージとしては、今大臣おっしゃったその法律扶助、それから国選、それと今の準備経費、これ合わせて大体百三十五億、百四十億足らずですよね。二倍じゃ足りないと思うんですね。二・五倍ぐらいのものをこれ確保しなきゃいけないというイメージを持っております。お答えは要りません。

さて、時間がもう少しありますので、入管行政について若干伺っておきます。

先日、おとといでしたか、南野法務大臣が大変慈悲深い決定をされました。例の福岡高裁の判決、中国残留孤児とその家族が日本に帰ってきたけれども、その家族の何人かについて、これは駄目よといつて送り返そうとしたら、地裁はそれではよしいつて言うんですが、高裁はそうじゃないと、日本に残してあげなさいよということで、法務大臣のその送り返すのは合理性を欠いていると、こういう判決が出て、まあ大臣もお悩みもあつたと思ひますが、しかしその判決は上告をしないと、今後特別在留許可を出す運びと聞いておりますが、どういう心境ですか、簡単ですが、簡単に。

○国務大臣(南野知恵子君) 簡単な心境と申しましては、やはり家族というものが一体となつて本當に支え合っているということが一番ポイントであらうかと思ひますが、この事案はそういうような人間関係、きずなを強められた家族の連帯であるというところが私、一番心に響いたということでございます。

○江田五月君 これもう一つ、国際人権規約とかあるいは子どもの人権条約とか、そういうものを、精神を酌んという、これは非常に重要なことであります。しかしそうはいつても、原告のあの人の人ちよつと気になるなというようなこともなくはない。連れ子、実子と、ちよつとそうについてたんじゃないのというようなことがあると

か、家族といつても子供のころにどこかよその家に出されているとか、まあいろんなことがあつた。あつたけども、あつたけども、まあしかし、まあ家族ですよという。

それには、それにはもう一つ、やっぱり中国残留孤児だ。中国残留孤児がどういうことで生じたのか。それはやっぱり日本の国に大きな責任があるんじゃないか。その皆さんが大変な苦勞をして、そしてそれでもやはり故国のことを忘れられずに、それは日本語も今は不便でしょう、日本の習慣も身に付いてないでしょう、それでもやっぱり祖国にといつて帰ってくる。そういう境遇に彼ら、彼女らを置いたことについては国に大きな責任があるんだから、そして同時に、それは中国の皆さん、いろんな関係で、この人が日本に帰るんだつたら何とかくつ付いて日本に行きたいというふうな人もあるいはいるかもしれないけど、それでも家族というものが一応あるとすれば、そこは大変お世話になつた中国の皆さんへのある種の御恩返しのような気持ちもあつてそういう慈悲にあふれた判断をされたんだと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 今先生のお考えも、これも適切なことかなと思ひますが、私自身満州から引き揚げてきております。今の中国残留の方々が一番多いのは黒竜江省でございます。そういう田舎に開拓団で行つておられた方は、やはり情報が行き届いていなかったのかなということが、子供心に一番感じていたことでございます。そういう方々のことを、議員になりましたから一番最初に、これは議員立法改正したのも、サハリンまで入れながら、中国と、中国とサハリンの問題を改正したのも、私が議員になつて最初の法律の改正に手を出した分野でございます。

そういうようなことから、やはり一番苦勞しておられた方々ということもございしますが、これまた中国だけよとなつと、私の立場としてはこれはけしからぬことになるだろうと思ひます。あまねく対象者に対しては、やはり人道問題、そういう

たこと、また個別の案件に会ひまして検討していくのが今の私の役割かなと思つております。

○江田五月君 この国会冒頭の本会議の代表質問でも私も申し上げました。私も、まあ満州じゃなかったんですが、華北から戦後引き揚げてきた。ちよつと間違つて同じような境遇だったもんですから特に思うんですが。情報の問題じゃないんですよ。情報があつたつて、とにかく軍が出ていって、そしてここは満州国ですと、さあいらつしやいといつて、開拓団をどんどん送り込んで、そして戦争に負けた。北からはソ連の兵隊が入ってくる。日本の兵隊真つ先に逃げちゃったんですよね。そして、そこに言わば人身御供として置かれた格好になつたのが実は残留孤児で、残留孤児じゃない、家族ですよ、皆。その皆さんが本當にもう必死の思いで故国へ帰ってくる。その途中で、いろんな不幸な、あるいは幸運だったかもしれない、育ててくれる人のところへたどり着いた。こういう残留孤児だ。

判決でも、ここへ判決理由の骨子があるけれども、本件の遠因には、遠因ですがね、日本国自身の過去の施策があり、また、それについての救済措置の遅れが結果的に控訴人らの日本国への入国を困難にしていることなどの諸事情、これが本件に特有の事情として考慮されなければならない。もちろん、特別在留許可ですから個別の事案の判断ですが、しかし、そういう個別の事案の集積によつていろんな基準というものも出てくるし、そういう基準はやっぱりあつた方がいいんで、是非、中国残留孤児というのは一つの要素だということをお頭に置いていただきたいと思います。

もう一つ、ポピー・フィッシュという、これは先日、外交防衛委員会でも私どもの樺葉委員が質問してございまして、法務大臣、残念ながらそこはお出になつておらないのですが、しかし、事案としては御存じだと思います。

ポピー・フィッシュというのアメリカ人、一九七二年でしたか、世界のチェスのチャンピオ

ンになった。これは大変にアメリカからすると拍手、大体会まではチェスというのはどうしても東欧に取られていたのが、アメリカ人がついにチャンピオンになったぞということで、大拍手の英雄なんですね。この人が、しかし、ユーゴスラビアへ行ってチェスの試合やって勝ちやったら、賞金もらった。それは、アメリカがユーゴスラビアについて経済制裁していたので、アメリカの国内法に反するという事で逮捕状が出た。彼は、国外に出た以来アメリカに戻っていません。彼らなどという経過があつて、しかし日本に来て、バスポート、アメリカ発給のバスポートがあつてちゃんと上陸をしたんですが、その上陸の前にアメリカのバスポートが無効宣言されていたということで、今度、出国のときに入管に行つたらそのまま身柄を拘束されてしまったという事案でございます。

この事案が、実はヨーロッパではこれ大変な注目を浴びているんです。榛葉議員の質問が、私もちよちよと見たんですが、もう直ちに報道されて、AFPあるいはBBC、あるいはだあつとこう出ていて、そして一番の新しい報道だと、法務省はアメリカへ送り返すほか道はないと言いつながら、アイスランドが手を差し伸べればそつちへ出ていく可能性はあるというようなことを言つたと。イフ・アイスランド・メークス・ヒム・シテイズンというようにも書いてあつて、今アイスランドの出入注目されているところですが、私はこの入管法五十三条、本国又は市民権のある国に送り返すものとするという、ものとするという規定をどう思っているのか。

これは、日本国にとつてはとにかく国外に出てもらうことが関心事であつて、どこに送り出すかというのは日本国として利害を持つている事柄じゃないじゃないですか。そうじゃなくて、これは送り返される人の利害の話じゃないですか。送り返される人が自分ではあそこへ行きたいと言うのに、おまえはやつぱり本國でなきゃ駄目だなどとなぜ一体言うんですか。法律に書いてあることを

しゃくし定規に運用するのほどがあると思いますよ。

私は、これは何か日本がアメリカに余りにも気兼ねをし過ぎていて。アメリカからの指示によつて、あるいは要請によつてそうしているんじゃないと言つけれども、要請がなくなつて向こうの思惑ばかりを気にするというのは要請よりもっと悪いじゃないですか。そう思われませんか、どうですか。法務大臣、何か。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘の件につきましては、現在裁判中でもありますので、詳細な点は申し訳ございませんが控えさせていただきますと思つておりますけれども、御指摘のございました入管法の五十三条は退去強制を受ける者についての送還先の規定でございます。退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとします。と、こういう規定ぶりになっております。

これは正に、記載よりからしますと、国籍のある国若しくは市民権の属する国に送還すべしと、こういうふうな読めるわけでございますが、これがどうしてこういう規定になったかということについて今詳細には私も承知してないわけですが、やはりある特定の方については、国籍のある国若しくは市民権のある国はその方を受け入れる責務があるわけでございまして、送還の場合にはやはりそういう受入れの責務のある国に送還するのが原則という考え方からできているのだらうというふうな思つております。

また、二項では、その……

○江田五月君 いい。

○政府参考人(三浦正晴君) よろしゅうございませう。

○江田五月君 もういい、もう時間来ましたので。この規定は、それは法務省の逐条解説によつても、これは送り返される者の利益のために規定しているんだとちゃんと書いてあるじゃないです

か。法務大臣、私、この関係の人に会つて、アイスランドから来られた人にも会いました。彼らは、これでもし本当にアメリカへこのまま送り返すというふうなことになるたら、私たちは日本を、日本が国連の常任理事国入りすることについては大いにひとつ異議を唱えるよというふうなことで言われているんですよ、別に脅しに屈することはないけれども、だけれども、やつぱりヨーロッパから見たら、日本は人権感覚あるのかと、こんな国が国連の安全保障理事国になることについてはやつぱり疑問だということをおっしゃるわけじゃないですよ。法務大臣、法務大臣も日本は国連の常任理事国入りを目指すべきだと思つていらっしゃるんですよ。是非ひとつ、そういうことになるためには、やつぱり国際水準に従う行政しようじゃないですか。

最後に一言お答え、覚悟だけで結構ですから、お答えください。

○国務大臣(南野知恵子君) 私もいろいろと悩んでおりますが、なるべく早い解決を見つけていきたいというふうな思つております。

○江田五月君 終わります。

○木庭健太郎君 今回の法改正は、簡易裁判所の管轄区域について利用者の利便に合致するように見直すものであつて、その趣旨には賛成したいと考えております。

すなわち、国民に身近で利用しやすい司法という観点から幾つか質問をさせていただきたいと思つております。

簡易裁判所というのは国民に最も身近な裁判所でございます。特に、その役割を十分に果たすことが求められていると考えられますし、平成十六年でございしますが、簡易裁判所の取り扱う事件、拡大がされました。いわゆる目的の価額が大幅に増えたわけでございまして、これによつてある意味では簡易裁判所の役割が増えたのかどうか、簡易裁判所と地方裁判所の事件割合がどのように変

化しているのか、まず御報告をお願いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(園尾隆司君) 昨年の四月に簡易裁判所の事務管轄が拡大されました以降、十二月末までの九か月間の簡易裁判所の民事通常事件の事件数を見ますと、全国総数は二十六万五千四百九十四件となつておりまして、これは昨年同期の事件数と比べますと三・八%の増加でございます。

事物管轄が大幅に拡大されているのに比べますと事件数の増加は小幅なわけでございまして、事物管轄拡大後一年を経過してないところでもありますので、今後の事件数の推移を注意深く見守つていきたいと思つております。

現在のこの事件数を見る限りは、今のようによ、簡易裁判所の事件数、あるいは地方裁判所と簡易裁判所の負担の状況というところも小幅な変化というふうなところにとどまつております。

○木庭健太郎君 そういう意味では、より利用しやすいというか、国民が分かりやすい、使いやすいためにどんな努力が簡易裁判所としてなされているのか、具体的な取組幾つかあるならば伺つておきたいと思つております。

○最高裁判所長官代理者(園尾隆司君) 簡易裁判所は、少額軽微な事件を簡易迅速に解決するということを目的として設立されました国民に身近な裁判所でございます。

そこで、国民の方々が簡易裁判所を利用しやすいするために、全国の簡易裁判所の受付には相談窓口を設けておりまして、各種手続案内のリーフレットや、あるいは訴状の定型書式、ひな形等を交付して、裁判所の手続内容に関する情報提供をするということをしております。それからさらに、裁判所まで足を運ばなくても裁判手続についての情報が入手できるというようにするために、ファクシミリサービスによりまして手続案内や書式の交付等を行うというふうなこともやつております。

今後、裁判所の利用者の視点に立つて、この

ようなサービスの更なる充実に努めていきたいというように考えております。

○木庭健太郎君 簡易裁判所が身近な存在であるためには、裁判所の配置も国民に利用しやすいということがあるんじゃないかと思えます。

現在、平成の大合併でございますが、先ほども御答弁ありましたが、一般論として、じゃ、市町村合併に伴って裁判所の管轄区域というのを見直す場合、どういう基準という、一つの全国的な基準があるのかないのか。ひとつ、今回の新津の場合はこうだという御答弁ありましたが、全国統一基準みたいな形で、何を物差しにしてやっていこうというのかを御答弁お願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(國尾隆司君) 市町村合併に伴う管轄法三条の定めと異なる管轄区域の定めを要するにつきましては、管轄区域が国民の裁判を受ける権利と直接かかわる事項であるということから、裁判所へのアクセス、提供する司法サービスの質等を総合した国民の利便性を確保するという観点から裁判所の管轄区域の変更の必要性の有無を判断しておるところでございます。

そのために、管轄区域の変更に当たりましては、地元住民の希望、人口やその動態、交通事情の変化、事件数及びその動向等を総合的に考慮しておりまして、管轄区域の変更の要否をこのような基準に基づいて検討するという体制を取っております。

○木庭健太郎君 是非、いろんな点を勘案しながらやっていくことが大事だろうと思えますが、

今度は法務省の方にお伺いしておきますが、この平成の大合併、平成十八年の三月末まで特例措置が延長されたため、それまで全国規模のこの市町村合併が継続することになるんですけども、それまでの間について、今回三条を改正するわけですが、更にこの管轄法というのが改正する必要はあるのかないのか。

つまり、先ほども御答弁いただいておりましたが、結局、今回三条を変えるわけですから、これ

によって、例えば国会開会中ですか、にこういう問題が起きたときにどういう対処になっていくのかどうかという点も含めて、つまり、一つは、更なる管轄法の改正というのが必要になるのかどうかという点と、開会中というふうなことにこういう問題が発生した場合、どういうふうに対応することに、もうこの三条改正によってその必要はなくなったんだということなのかどうか、併せて御答弁をいただきたいと思えます。

○政府参考人(倉吉敬君) 今回の管轄法の三条の改正によりまして、一般的に、地理的な行政区画の変更があった場合に個別の法改正を要することなく一般的に対応できる、自動的に変わるという場合が拡大したわけでございます。これに伴いまして、今後の法改正を要する場合というのは減ってくるというふうには思っておりますが、現に、現在、市町村合併進んでおります。それについても私も情報収集しておりますけれども、今進行している各合併協議会の合併の話の中には管轄法の改正を要するようなケースというのはいくつかございます。

ただ、そういう例外的な事態というのが常にないということは断言できないわけですし、もちろん、今委員の御指摘のような、開会中にそういうことがあり得るということは十分覚悟はしております。事前に今情報収集をしておりますので、できるだけ、そういう事態が起こりそうかどうかというときは、国会が開会中に何とか対処できるように十分準備したいと思えますが、万々が一これに間に合わない、実は既に間に合わなかったんじゃないかと、こう言われているわけですけども、その場合には、行政区画の変更後、速やかに改正措置を講じて、できる限り地元の住民の方々には迷惑を掛けたくないようにしたい、こういうふうには思っております。

○木庭健太郎君 例えば、あれですよ、今回の大合併の中では、長野と岐阜でしたが、四十六年ぶりですが、いわゆる県境を越えて合併が成立するというようなことが報道されたんですけど

も、例えば県越えたこんな問題が起きてきた場合ですよ、またこれ、新たな課題になるんじゃないかなという点があるのかないのか。県越えたって、別に管轄の問題ですから、これは関係ないのかどうかという点にもなると思うんですけど、こういう場合はどうなるんですかね。

○政府参考人(倉吉敬君) 今の県を越えた合併ということでございますが、実は管轄法の三条という規定は非常にうまくできておりまして、実はうまくいくというところでございます。

長野県の本庄郡の山口村は六つの町村が岐阜県の中津川市に編入合併されました。それで、長野県の本庄郡の山口村というところは実は本庄郡の簡易裁判所の管轄区域内にあるわけですが、これが中津川簡易裁判所の管轄区域に自動的に動くということになります。これは中津川市全体が言わば行政区画が膨張する形になりますので、それに伴って三条の本文によって当然に変わるんだというところで、少なくとも管轄法の上では何も問題は無いということになります。

○木庭健太郎君 だから、なかなかうまくできていない部分もあるとは思いますが、ただ、合併形態によっても本間に今おっしゃるようないろんなケースということは起こり得ることもあるので、是非情報を収集しながら、国民に迷惑を掛けないような形のこの成り立ちというのをやっていただきたいなというように思っている次第でございます。

利用しやすい裁判所という点では、私は今回、新潟の中越地震によって、これ、今は雪で閉ざされておりますが、これ、雪解けになってしまおうと、いろんないわゆる土地の境の問題であるとか法的紛争みたいなものが起こり得る可能性十分あると思っておりますし、ある意味では司法救済も受けやすいような仕組みもつくっていかねければならぬんじゃないかなと思うんです。

地震そのものについては、私たちの党も災害対策本部つくったり支援へ向けて取り組んでいるん

ですが、すなわち雪解け後、土地の境界とか借地借家関係など、地震による紛争の発生ということも想定もされるわけでございますから、法務省としては是非こういう被災者の皆さんが裁判所の手続を使いやすいような措置を早急に講じる必要があるんじゃないかなと、今のうちにやっておく必要があるんじゃないかなと感じておりますが、今回の地震被害によるこの法的被害、法的紛争の迅速な解決へ向けた法務省の取組について伺っております。

○副大臣(滝実君) 委員御指摘のとおり、大きな災害、なかなかずく地震等あるいは大火災、そういうときには必ず出てまいりますのは借地借家関係です、あるいは境界が不明確になった、したがってその境界をめぐる民事上の法律関係の争い、これは付き物でございます。

今委員御せのとおり、新潟の場合にはまだ雪で埋もれておりますから、余り、そういう具体的な動きはこれからだろうと思えますけれども、基本的には特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法と、こういうような法律が現にあるわけでございますので、これを活用して、例えば法律関係について裁判所の調停を受けたいというときには調停の手数を免除すること、か、そういうようなことが既にうたわれておりますから、具体的に案件が出て対応できるようにすることになっておりますので、そういうときには地域指定をしてやってまいりたいと。

要するに、法律では著しくそういうような問題が出た地域と、こうなっておりますから、できるだけこれでもって救われるようなことを考えてまいりたいと思っております。

○木庭健太郎君 これは政令指定が必要なんですかね、手続上。その辺をちょっと、どんなふうになされていくかという問題と手続の問題を。

○政府参考人(倉吉敬君) 御指摘のとおり、民事調停の申立て手数料を免除するというこの規定でございますが、これは政令の指定により、特定非常災害に起因する民事紛争について一定の範囲で

と、こういう規定になっております。

この政令による指定を行うかにつきましては、先ほども副大臣からもちよつと触れておられましたが、今回の地震に伴いどの地区にどの程度の民事紛争が発生したのかと、それについて調停事件というのはどれくらい起こり得るのかという、このニーズの測定といえますか検証というのは不可欠でございます。そういうことを見定めるために検討を進めておりまして、これは関係省庁等とも連携を図る必要がありますので、これを引き続き進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○木庭健太郎君 もう既に副大臣、決意を言っていたございました、是非、ちよつと面倒くさいそういう部分があるようでございますので、各省庁との手続含めてリードする形でやっていただきたいと、このようにお願いをしておきたいと、こう思っております。

そして、司法制度改革の問題、先ほども幾つか議論になりましたが、これも後ほど議論をさせていただきます。ただ、この一つの課題ですが、今日は、二点、だちよつと聞かしていただきたいなと思っておりますけれども。

すなわち、この司法制度改革の実現のため残された課題というのはまだいろいろな形であると思っております。ただ、昨年の十一月末にこの司法制度改革推進本部は解散をされておるわけでございまして、その後継組織としては、内閣に設置されたのは司法制度改革推進室ということになっておるわけでございまして、この司法制度改革推進室、改革の実現へ向けてどのように取り組んでいらっしゃるのか、司法制度改革推進室長さんにこの際聞いておきたいと思っております。

○政府参考人(本田守弘君) お答えいたします。

今般の司法制度改革につきましては、今後、一連の改革の成果を国民が実感できるよう改革の本旨に沿った制度の実施を図ることが極めて重要でありまして、法務省を始めとする実施担当省庁がその具体的な作業を進めているところであります。

が、委員御指摘のように、政府が一体となって統一的にこれらの作業を進める必要があります。そのため、内閣官房に設置された司法制度改革推進室が関係省庁間の総合調整を図っているところであります。

具体的には、国民が一定の重大刑事事件の裁判に参加する裁判員制度、それから国民に対し法による紛争の解決に必要な情報やサービスを提供するための総合法律支援、さらには裁判外紛争解決手続、いわゆるADRの拡充、活性化、さらに我が国の法令の外国語訳推進のための基盤整備などに関し、関係省庁間の連携が不可欠な事務について、の総合調整を担当しているところでございます。

これまでの取組状況といたしましては、まず法令の外国語訳につきましては、その推進の基本的方針、翻訳ルールの策定など基盤整備に向けた検討作業を、次に総合法律支援につきましては、日本司法支援センターの設立に向けて主として相談窓口業務に関する関係機関の連携協力関係の構築を、さらにADRにつきましては、ADRの拡充・活性化関係省庁連絡会議が平成十五年四月に策定しておりますアクション・プランのフォローアップをそれぞれ行うことといたしまして、既に関係省庁連絡会議を開催いたしまして、今後、所要の検討作業を行うことといたしております。

また、本日午後には、裁判員制度の広報啓発活動、国民の参加環境の整備、法教育など、裁判員制度の実施に向けた施策を効果的に推進するための関係省庁等連絡会議を開催いたしまして行動計画を策定するなどして、改革の本旨に従った制度の実施に向けた作業を行うこととしております。

今後とも、これらの制度が円滑に実施されるよう、内閣官房として必要な総合調整を行ってまいりたいと思っております。

○木庭健太郎君 最後に、大臣にお伺いしておきます。

つまり、推進本部がなくなつて、今、室長ということで、室になったわけです。我々も、去年、おとしと、この本部の下に、山ほど法律を出していただきまして、山ほど審議させていただいて、山ほど通させていただきまして。でも、実際本番はこれからだということなんですよ。役所が忙しくなるのは今からであつて、正に大臣がその内閣の中で指導性を持ってやらなければ、これは法律通しても肝心の形ができ上がらないわけです。

したがって、正にこの問題へ向けた、司法制度改革、もう形、骨格はつくらしていただきました。骨組みはつくらしていただいた。でもこれからは正に本番で、本番へ向けた大臣の決意を伺つて、今日は質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生方のお力をいただいて、この前の法案、本日にたくさん通していただきました。これからがそれを実行する段階に入つたというふうにも思っております。

我が国の司法につきましては、これまで、国民のニーズにこたえるべく、司法関係において努力が重ねてこられたものと承知いたしております。我が国の現在の司法制度は、基本的には国民の信頼を得て機能してきたと認識しております。しかしながら、社会の複雑多様化、国際化等がより一層進展する中で、自由かつ公正な社会を実現していくためには、その基礎となる司法制度を新しい時代にふさわしく、国民にとって身近なものになるように改革していかなければならない、そういうことは不可欠であろうというふうに思っております。今般の司法制度改革が進めてきたことでございまして、司法制度改革の実現によりまして司法はよりその機能を高めていくものと考えております。

今後は、一連の改革の成果を国民が実感できるよう、改革の本旨に従った制度の実施を図るべく最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

○木庭健太郎君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。昨年の臨時国会の管轄法案の審議の際にも、簡裁等を舞台にした諸制度の悪用について取り上げまして、公証、公正証書の問題を質問をいたしました。

商工ローン業者などによつて、本人が知らずに、又は債務者や保証人の意思を反映しない委任状が作られ、これにより公正証書が作られて強制執行がなされていると、このことを指摘をして、本人出頭原則化、教示の義務化ということを求めたわけですが、その後、この問題はどのように改善をされているんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) この問題は、公正証書の信用あるいは公証人の信用にかかわる問題でございますので、私どもも極めて深刻に受け止めているわけでございます。

もちろん、一群の、ある特定のタイプの問題でございまして、公正証書全般にかかわるわけではございませんけれども、しかし、問題の性質からすると相当に深刻だというふうな受け止められているわけでございまして、そこで今年の二月に公証人の施行規則を改正いたしまして、代理人の囑託により公正証書を作成する場合の事後的な本人への通知について改めて規定をいたしまして、その書式を法定いたしました。

また、実際上これが問題になりますのは、執行証書、つまり執行受諾文言が付いているもの、公正証書でございますので、この書式中でこの執行を受諾するということはどういう意味があるのかということとを一般の方々にも分かるように説明して、この通知を受け取られる債務者の方々の理解というものにプラスになるように計らつたわけでございます。

また、同時に、通達を民事局から発出したしまして、この通知の励行を厳しく求めるとともに、具体的な事案において公証人が疑わしいと、例えば判例を、形式的には合っているけれども、実際にはどうも手書きの文言が同一人が書いたようなものがあると、そういう疑わしい具体的な事情が

生ずる場合には、事案に応じまして公正証書の作成前に書面等によって債務者本人の意思を確認するように求めるということにいたしておりますし、併せまして印鑑証明を求めておりますが、その印鑑証明書の有効期間も三か月に短縮しております。

そういう措置をとったわけでございます。

○井上哲士君 指摘をした問題で、通達などで改善を求めておられるのは前進だと思えます。

ただ、悪徳業者の方はほとんど手口を進めているわけですね。通達の中では、例えば複写による委任状作成についても指摘をしているんですが、商工ローン大手のいわゆる旧商工ファンドですね、SFCGというのはこういう複写の方法は去年からもうやめております。問題になった社員を代理人にして公正証書を作るといのもやめておりまして、司法書士とか行政書士を代理人に行うということもやっております。ですから、今の対策ではまだ十分とは言えませんが、日弁連も法改正も含めた改善を求めております。

実際に問題も起こっているわけであります。最近この貸金業者の公正証書の作成について司法書士が処分をされたという例があると聞いておりますけれども、どういう事例でしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、今までのように社員を代理人とするのではなく第三者が利用される場合があり、そのうちに司法書士がこれに関係しているという御指摘があることは私どもも承知しております。

今お話しになられました例は、公正証書の作成の嘱託の代理人となつた司法書士について、同じ事務所に所属する別の司法書士を債権者の代理人として債務者の意思を直接確認することなく債務者の代理人として大量の債務弁済契約の公正証書の作成を嘱託したということのようでございます。その司法書士が所属する司法書士会が司法書士法の六十一条に基づきまして注意勧告をしたという報告を私ども受けております。

○井上哲士君 依頼した業者は問題になっている

大手の商工ローン業者だと私どもは承知をしてい

るんですが、この事案を見ましても、業者が司法書士を使って外面は繕っているけれども、実際は相変わらず本人の意思を反映をしない委任状の取り方をして、結局それをうのみにしたままの公正証書作成というのが、十分な審査もせずに作られたということを示しているわけですね。しかも、最近の報道でもありますように、公証役場の検閲報告書では公証人の六割に何らかのミスがあつて、その中には委任状の中身と作成された公正証書が違つたということも指摘もされております。

問題は、同様の指摘が繰り返されていることなんです。私は二十年前に出されました東京法務局作成の公正証書ハンドブックというのを見ましたけれども、このときも今回のこの検閲報告書で指摘されている事項と同じようなことが書かれているわけですね。なぜこれが改善をされないのか。

公正証書は確定判決と同様の効力を有するわけでありまして、ある意味、公証人はもう裁判官よりも厳格な事実認定も行わなくちゃいけないと思うんですけれども、なぜこういう事態が繰り返されているんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今、公証人の六割に何らかの意味での過誤があつたという御指摘をいただきました。そのような事実が現にあるわけでございます。これは六割の公証人に何らかの意味での過誤があつたということでございます。公正証書の六割が間違つているということはございせんが、しかし、公証人の中に何らかの意味でのその過誤があつたということは相当深刻に受け止めなきゃならないというふうに考えているわけでございます。

で、私ども監督する立場でございますので、常々この公証人が任命する際、あるいは全国に公証人が一堂に会する機会、様々な機会をとらえまして、この公証人の信用というのは、基本的には正しい公正証書が、有効な公正証書が作成される

と、紛争の予防に役立つということにあるのであるから、そういうミスがあつてはならない。で、

具体的なミスの形態も御指摘申し上げて、それについて撲滅をお願いし、何らかの意味での改善と

いうのを図つていただくように求めているわけでございます。しかし、今日までそれが根絶しないというのは大変残念なことでございます。私どもとしてはなお一層の努力が必要だろうというように思つております。大半は運用上の、このレベルの方であればきちつとやつていただければいいことでございまして、そういう意味での一層の励行というものが、どういふようなことでより一層効果的になるのか十分に検討してもらいたいというふう

に考えております。

○井上哲士君 利息制限法に基づいたらもうほとんど残債がないとか、逆に過払いが生じているというケースでも、当初の契約どおりの違法な高金利を前提とした公正証書が作られて、それに基づいて差押えが行われるという場合もあるわけですね。中には、裁判所における特定調停によつて十七条決定どおり債務を完済したその直後に保証人に対して差押えを行ったと、こういう例もあるんです。報道などでも、最高裁は利息制限法遵守を厳しく求める判決を出したと。一部の高金利業者はこれに対して、訴訟を避け利息制限法超過金利を迅速に取り立てる事実上の脱法手段として乱用していると、こういうこともあるわけですね。

こういう問題は、やはり本人に面接して意思確認をきちんと行うということをやれば防げるわけですから、私はこの方向に更に足を踏み出すべきだと思ひますけれども、この点で大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) お答えを申し上げますが、嘱託者本人の意思の確認につきましては、印鑑証明書付きの委任状による確認又は具体的な事案による個々の公証人による説明、さらには代理人の委嘱により公正証書を作成した場合の本人に対する通知の制度を通じて、債務者の意思に反する公正証書が作成されることがないような制度となつていふものと考えております。

公正証書の制度は国民の紛争の予防のための重要な制度であると考えております。したがって、法務省としまして、御指摘のようなことがないよう本人確認の重要性等について改めて公証人に啓発し、今後とも適正に公証事務が行われますよう厳正な指導監督に努めてまいりたいと思つております。

○井上哲士君 終わります。

○委員長(渡辺孝男君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十九分散会

平成十七年三月二十八日印刷

平成十七年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A